

## 令和5年 天草市農業委員会第3回総会議事録

令和5年3月24日天草市役所本庁3階第2会議室に招集された。

### 1、総会に出席した委員は、次のとおりである（11名）

1番	本田 実 君	2番	山下 和弘 君
3番	金棒 康二 君	4番	淀川 洋一 君
7番	野中 幸廣 君	8番	平岡 敬則 君
9番	川口 明 君	10番	富崎 ますみ 君
11番	黒川 紀世子 君	12番	端田 睦子 君
13番	山並 彰一郎 君		

### 2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2名）

5番	猪原 真滋 君	6番	中村 三千人 君
----	---------	----	----------

### 3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	上原 和之	係長	松本 馨
書記	井上 拓海	書記	浦川 優也
書記	濱 朋也		

### 4、議事日程

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第15号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第16号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第17号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第18号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第6	議第19号	非農地証明書交付申請について
日程第7	議第20号	非農地判断について
日程第8		報告事項について

閉 会

開 会 15時00分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和5年天草市農業委員会第3回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願いします。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。早期稲の準備など大変忙しい時期のなか、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。コロナウイルスは大分落ち着いてきておりますが、マスク着用については総会の間はお願いしたいと考えております。また、令和5年4月から農業経営基盤強化促進法の改正により、今までの人・農地プランから10年先を見据えた地域計画を農業委員会と農業振興課が連携して、目標地図の作成をしてくださいという通知がきています。非常にお忙しいなかで、大変だと思いますが、研修会なども開きながら、目標地図を一筆ごと調査しながら作り上げていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。それと皆さんご存じと思われますが、天草市農業委員会は、タブレットの導入が熊本県で一番進んでいるところの一つです。今日からは新しいタブレット使っていただいております。外側のケースがもう少ししてから来ますので、到着してから農業委員の皆さんには、お渡ししたいと思います。最適化推進委員の皆さんにも、研修を受けていただきながら、次の利用状況調査までにはお渡ししていきたいと考えております。タブレットの導入等について、昨日長洲町からの視察研修を受け入れました。導入が進んでいる理由の一つに、天草市農業委員会は、他の農業委員会と比べて農業委員さんの年齢層が幅広いことがあげられるのではないかと思います。現在タブレットの担当者に可能な限り使いやすい形にアレンジしてもらっています。私達も、少しずつ研修会を通して、慣れていきたいと考えております。本日は3条が2件、4条が3件、5条が6件、利用権設定が28件、非農地が3件、合計42件の議案が提案されています。慎重なるご審議をしていただきながら、進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○事務局（上原和之君） 本日は、5番猪原委員、6番中村委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長にお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、13番山並委員、4番淀川委員を指名します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第15号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。楠浦町

の譲受人は、楠浦町の譲渡人より、亀場町の田と畑 2,887 m<sup>2</sup>を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、水稲と野菜を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、井上推進委員と現地確認に行ってきました。よく整備された農地で、栽培もしてありました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 2番について説明します。令和5年2月総会で空き家に付属した農地に指定されたものです。譲受人は空き家等情報バンク制度の利用登録者であり、空き家に移住していることを確認しています。有明町の譲受人は、愛知県の譲渡人より、有明町の畑 381 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。空き家を黄色、申請農地を赤色で着色しています。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。3月21日に山下推進委員と一緒に現地確認をしてきました。事務局の説明のとおり、先月の総会で空き家に付属した農地として審議していただいた農地です。このたび、この農地を譲り受けるということで申請があがってきております。空き家の隣でよく整備されていますので、特に問題はないと感じながら見て参りました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(本田実君) 日程第3、議第16号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 資料②の2ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は東京都の個人で、川原町の畑305㎡を貸駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の北側にある農地です。申請地は、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業又はこれに準ずる事業として農林水産省令で定めるものの施行に係る第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、貸駐車場として需要が見込まれるため、貸駐車場8台、通路、転回スペースとして利用する計画です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番(淀川洋一君) 4番淀川です。昨日現地確認を致しました。既に平成2年から駐車場として利用されているようです。始末書も出ておりますので、何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願い致します。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 2番について説明します。この案件は令和4年10月に農用地区域からの除外申請があり、令和4年天草市農業委員会第12回総会において許可見込みありと判断され、令和5年3月に除外されたものです。転用者は福岡県の個人で、栖本町の田54haを宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で

着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道松島馬場線の南側にある農地です。申請地は、土地改良事業の施行に係る区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則許可できませんが、既存施設の拡張のため例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、相続後に農地が宅地の一部になっていると判明したため、住宅1棟、駐車場2台、通路、庭として利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

なお、今回猪原委員が欠席のため、猪原委員の意見を代読させていただきます。3月20日に松本推進委員と現地確認に行ってきました。始末書のとおり、既に庭になっておりますが、家の前にあり、隣地にも影響はないと確認しました。ご審議をお願いします。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

○9番（川口明君） 9番川口です。申請農地の面積が54haと聞こえたのですが、正しい面積は何㎡でしょうか。

○事務局（浦川優也君） 失礼しました。正しい面積は54㎡です。

○9番（川口明君） わかりました。

○議長（本田実君） 他にありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 3番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑1,205㎡に植林をする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農地として管理が難しく、山林として管理するため、スギ300本を植林する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に植林済みのため、始末書が提出されて

います。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。3月22日に地元の原田推進委員と現地確認をして参りました。令和3年にお父さんから相続した農地で、植林が行われて何十年も経過したような状態です。始末書にもあるように、申請人も全く知らなかったということでしたので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（本田実君） 日程第4、議第17号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の3ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、本渡町の田と畑31.39㎡を贈与により取得し、道路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、宅地造成のための位置指定道路を建設するにあたり、幅員を確保するため、位置指定道路として整備し利用する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。こちら先日も、山下推進委員と現地確認を致しました。何ら問題ないと思いますが、一つ質問があります。どうして農地があれだけ細長く残ったのでしょうか。もしわかったら教えていただきたいです。

○事務局（浦川優也君） このような形の農地が残っていたわけではなく、4つある農地の一部を分筆して、このような形にしたいということです。この先の土地を宅地造成するにあたって、都市計画区域内では、4m以上の道路に接していなければ、家が建てられないことにな

っております。4m以上の道路を作るために、既存の道路に加えて、現在地目が農地となっている土地の一部を分筆して、位置指定道路にしたいという案件です。

○4番(淀川洋一君) わかりました。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 2番について説明します。転用者は南町の個人で、本渡町の畑465㎡を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡茶北線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいがレッドゾーンのため、住宅1棟、駐車場4台、庭として整備し利用する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番(淀川洋一君) 4番淀川です。こちら先日も、山下推進委員と現地確認を致しました。何ら問題ないと思いますが、ご審議をお願い致します。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 3番について説明します。転用者は二浦町の個人で、二浦町の畑231㎡を贈与により取得し、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地

です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、近くの空き家に住む予定だが、駐車スペースが不足していたため、駐車場5台として利用する計画です。資料③の7ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、すでに転用済みのため、譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（金棒康二君） 3番金棒です。地元の山口推進委員と現地確認をしました、空き家へ移住するにあたって、駐車スペースがなかったため、畑を埋め上げて今回の申請に至ったそうです。埋め上げることによって何か周辺に弊害をもたらすところでもありません。利便上認めることに問題ないと思いますが、ご審議をお願いします。

○議長（本田実君） 1番本田です。農地は農地法という法律で守られていますので、農地の地目変更をするときは、法律に基づいて、埋め上げる前に申請をしていただく必要があります。これは法律で決まっていることですので、難しいところもあるとは思いますが、農業委員会は、農地を守るためにありますので、よろしくをお願いします。

○3番（金棒康二君） わかりました。

○事務局（浦川優也君） 事務局から補足してもよろしいでしょうか。今回の申請ですが、事前に農業委員会事務局に相談に来られています。申請をするにあたって、事務局から本来は、埋め上げる前に申請しなければならないと指導しております。また、事務局の説明だとどこに住むかがわからないため、場所を説明します。申請地の〇〇にある宅地です。住所はまだ変わっていませんが、農地の譲受人にあたる方がこの宅地も買われて、申請地に駐車場を作られております。以上になります。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番・5番について事務局よりまとめて説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の4ページをご覧ください。4番と5番についてまとめて説明します。4番については、転用者は五和町の法人で、五和町の田884㎡を売買により取得し、5番については、転用者は五和町の法人で五和町の田120㎡を売買により取得し、駐車場へ転用をする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で



着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、従業員の駐車スペースが不足しているため、駐車場 34 台、通路として整備し、利用する計画です。資料③の 8 ページ・9 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2 番（山下和弘君） 2 番山下です。3 月 21 日に地元の小松山推進委員と現地確認をして参りました。事務局から説明があったとおりです。譲受人が駐車場としてある土地を借りているそうですが、その持ち主からその土地に数年後に家を建てたいということで、これからのことも考えてどこかに駐車場はないかと相談を受けました。候補地はいろいろと探したんですが、そのなかで、この案件の農地を地主さんと話し合っ、て、売買の了解を得て、今回の申請となりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 6 番について説明します。転用者は天草町の個人で、天草町の畑 400 m<sup>2</sup>を贈与により取得し、宅地拡張をする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、当時駐車場及び庭のスペースがなく拡張したかったため、住宅 1 棟、駐車場 1 台、物置 1 棟、庭、通路として利用する計画です。資料③の 10 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9 番（川口明君） 9 番川口です。3 月 20 日に現地確認を行いました。すでに転用されてい

るということで、始末書も提出をされております。何ら問題はないかと思えます。ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（本田実君） 日程第 5、議第 18 号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（井上拓海君） 資料②の 5 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。所有権移転の計画が 0 件、利用権の新規設定の計画が 15 件、再設定が 13 件、合計 28 件で、筆数 68 筆、総面積が 74,078 m<sup>2</sup>となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 11 ページの審査資料の利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定いたします。

---

○議長（本田実君） 日程第 6、議第 19 号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 非農地証明書交付申請件数は、五和地域が 1 件、天草地域が 1 件、河浦地域が 1 件の計 3 件です。筆数は全体 14 筆、面積は 9,208 m<sup>2</sup>となっております。資料③の 12 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の 19 ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1 番から 9 番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で 2 枚あります。2 枚目

です。次が現地の写真です。こちらは、全部で5枚あります。2枚目です。3枚目です。4枚目です。5枚目です。次が10番から13番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇と〇〇へ約〇〇kmと〇〇kmのところにあります。次が航空写真です。全部で2枚あります。2枚目です。次が現地の写真になります。こちら全部で2枚あります。2枚目です。次が14番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1番から9番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 10番から13番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 14番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 日程第7、議第20号、非農地判断についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（松本馨君） 非農地判断につきましてご説明します。資料の方は、資料②の20ページから29ページになります。この議案は、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について、「農地法の運用規定」に基づき、本人申請ではなく、農業委員会の判断によって、農地に該当しない旨の判断を行うものでございます。農地利用状況調査の結果、「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地B分類」と判断された農地について、非農地判断を行うものでございます。今回は、楠浦町の農地170筆、トータル面積が60,923㎡でございます。昨年11月22日に、農地利用最適化推進委員の浦上委員さんと亀場地区担当の井上委員さんの2名と、事務局職員2名の合計4名で現地調査を実施しました。

提案しております 170 筆のほとんど全てが「山林の様相を呈しており、農地への復元が困難な農地であり、周囲の状況から、継続して耕作することが困難な農地である」ことを確認しております。非農地判断が認められれば、農地台帳の修正、所有者への非農地通知のほか、法務局や市課税関係部署へも非農地判断をした旨の情報提供を行う予定でございます。以上、ご審議方よろしくお願いたします。

○議長(本田実君) ただいま説明がありましたが、ご意見及び質疑があれば伺いたいと思います。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、提案された非農地判断について記載された農地については、非農地に認定いたします。

---

○議長(本田実君) 日程第 8、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 資料②の 30 ページをご覧ください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第 4 条の許可不要転用届は 3 件。全て用水路として利用したいというものでした。第 5 条の許可不要転用届は 1 件。無線基地局として利用したいというものでした。以上です。

---

○議長(本田実君) これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和 5 年天草市農業委員会第 3 回総会を閉会致します。

閉 会 16 時 00 分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 本 田 美

署名委員 淀川洋一

署名委員 山並彰一郎